

民間木造住宅耐震診断 業務推進方針

更新 2026. 2. 20

(公社) 愛知建築士会 半田支部 木造住宅耐震診断特別委員会
委員会HP <http://www.taishin-chita.net/sindan/iinkai.html>

当委員会では円滑に事業を推進するために下記の要領に則り、行いますのでご協力をお願いします。

1. 診断プログラム、診断ルートについて（令和8年度より）

(1) 診断プログラムの見直し

使える診断プログラム

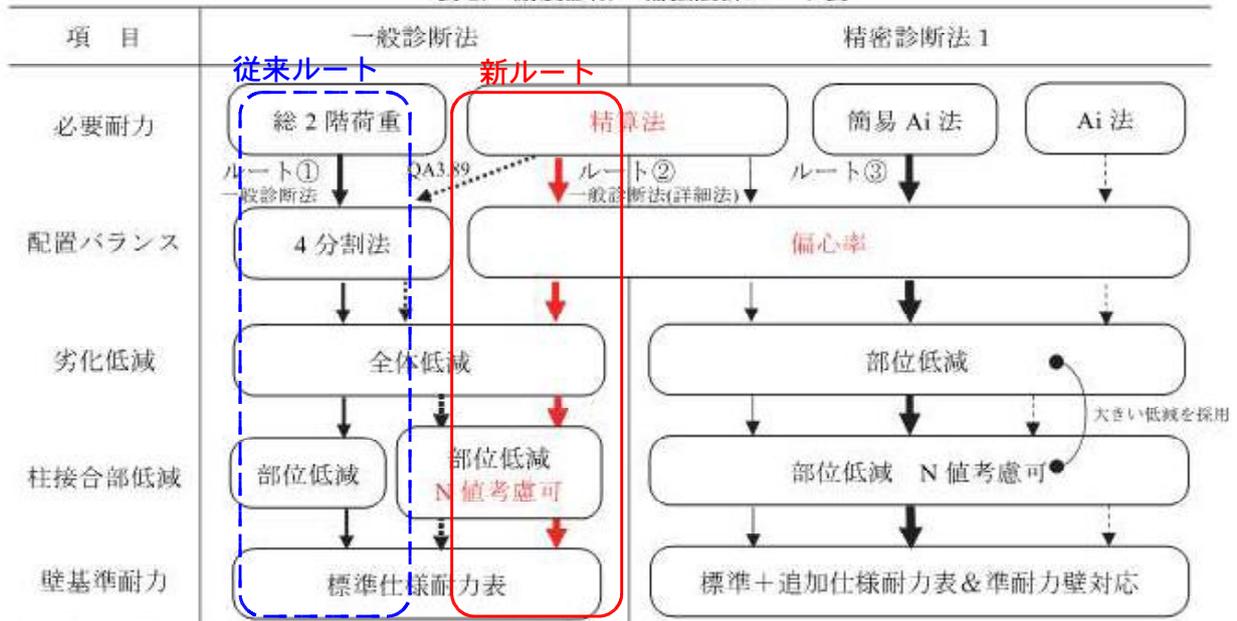
- ① Wee2012 (Win10) Ver.2.0.0以降
注) 7年度まで使用可だったVer.1.0.0~1.2.0は使えなくなります。
- ② ホームズ君 耐震診断Pro Ver,4.1 以降
- ③ 達人診断R1 および T.S.

(2) 耐震診断ルートの見直し

診断ルートは、一般診断法で精算法、偏心率等を使ったルートになります。

Wee2012ではルート①（3.1ルート）からルート②になります。

表 2. 耐震診断・補強設計ルート表



- (注)
- ・簡易 Ai 法：建防協設計法の表 4.4 を用いる方法
 - ・Ai 法：建防協設計法の「4.3.2 必要耐力(2)建築基準表施行令に準じて求める方法」に記載される、簡易 Ai 法を除く方法
 - ・QA3.89：(一財)日本建築防災協会ウェブサイトに掲載される質問・回答集(2019.12.13)の「QA3.89」

2. 診断データの取り扱いについて

診断プログラムが複数になり、診断ルートも変更になったことから、WEE、TSなどの診断データは**レポート形式（PDF）**で、ご提出ください。

ファイル名 : WEEの場合 ○○08-xxxx**w**ee.pdf
T,Sの場合 ○○08-xxxx**t**s.pdf
R1の場合 ○○08-xxxx**r**1.pdf
ホームズ君の場合 ○○08-xxxx**h**m.pdf

○○ : 自治体名（半田、大府、東浦、阿久比、武豊、美浜、南知多）

xxxx : 受付番号

<チェックについて>

オンラインチェックシステムについて

当委員会では、耐震診断報告書の事前チェックについて、オンラインシステムを構築いたしました。このシステムにより、下記日程の委員会開催を待たず、委員によるチェックで、迅速に業務を行います。

但し、メール等によるデータ提出によるものが対象となります。

直接印刷物お届けいただく場合は、対象外となり、委員会の開催をお待ちいただく場合があります。また、委員会開催日が近い場合は急ぎの物件を除き委員会でのチェック作業となります。

- ・ 一般のチェックは委員会にて行います。前日までに提出してください。

開催日はHPで確認してください。

- ・ 下記の方法で提出ください。

- 一部作成し持参していただくか郵送する（最も推奨）
- メールで送る ①報告書の様式(xlsx)、②診断データ（**レポート形式**pdf-上記参照）、
③図面データ jww、jwc、pdf形式でお願いします。

チェックには写真は必要ありません。

※ 図面には壁仕様を記入してください。また、申込者名を記入してください。

診断法の変更により、四分割線は不要となります。

<報告書の提出について>

下記の2点提出をお願いします。

① 報告書2部（自治体用、申込者用）

報告書は下記の順で、左綴じでご提出ください。表紙、背表紙などはつけないこと。

- 愛知県指定報告書
- 図面 A4に折りたたむこと
- 診断レポート（wee、達人診断TS、R1、ホームズ君）

TSなどの巻末の診断者等の欄には所定事項を記入してください。

- 写真帳（外観・小屋裏・床下写真を基本とする）

② 診断データ

データは報告書と同時に、少なくとも近日中にご提出ください。

- 1) 愛知県指定報告書の様式(xlsx)
- 2) 診断レポート(pdf)（wee、達人診断TS、R1、ホームズ君）

データ提出には巻末の診断者等は空欄で可とします。

- 3) 図面データ（jww、jwc、pdf形式）

壁仕様などを別ファイルにしないで図面の中に記入してください。また1、2階を別のファイルにせず、ひとつのファイルに集約してください。

手描きの図面は、スキャンするか写真に撮って指定ファイル名でデータ提出してください。

- 4) 写真データ(委員会指定の写真帳「ワード形式」を使ってください)

写真帳は一つのファイルになるよう、ページを増やして保存してください。

提出方法 : メール、WEBファイル転送サービス、CD、DVD、USBメモリ等
利用しやすいメディアをご利用ください。

3. 愛知県指定報告書について

愛知県指定報告書の書式は委員会のホームページからダウンロードしてください。

令和8年度以降書式 houkoku_5.1.0.xlsx 半田支部用 houkoku_5.1.0a.xlsx

旧書式では受け付けません。

4. ファイル名の統一について

(例)

- 1) 愛知県指定報告書 ○○08-xxxx.xlsx
- 2) 診断レポート（wee、達人診断TS、R1、ホームズ君） ○○08-xxxxwee.pdf

下線部分はソフトにより変更—P2参照

- 3) 図面データ（jww、jwc、pdf形式） ○○08-xxxx.jww

拡張子はファイル形式により変更

- 4) 写真帳データ：ワード形式（doc、docx） ○○08-xxxx.doc

○○ : 自治体名（半田、大府、東浦、阿久比、武豊、美浜、南知多）

xxxx : 受付番号 7桁すべて半角、ハイフンも半角にすること。

上記形式ですべてのファイル名を統一します。

よくある悪い例

半田08-0000.xlsx

数字が全角になっている

半田08-0000.xlsx

ハイフンが全角になっている

半田08-0000半田太郎邸.xlsx

申込者の名前がくっついている

半田R08-0000.xlsx

R が入っている

半田太郎邸.xlsx

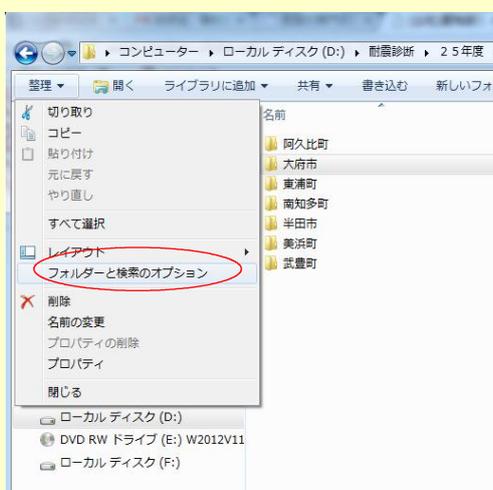
指定のファイル名になっていない

半田07-0000.xlsx.xlsx

拡張子の重複

ファイル形式について

ファイル形式は、ファイル名の後に付いている3～4文字の拡張子によって判断しています。最近のパソコンでは新規に立ち上げると、拡張子が表示されないようになっています。これを解除して、ファイル形式を確認する方法は、下記の手順で行ってください。



エクスプローラーをたちあげ、

【整理】→【フォルダーと検索のオプション】

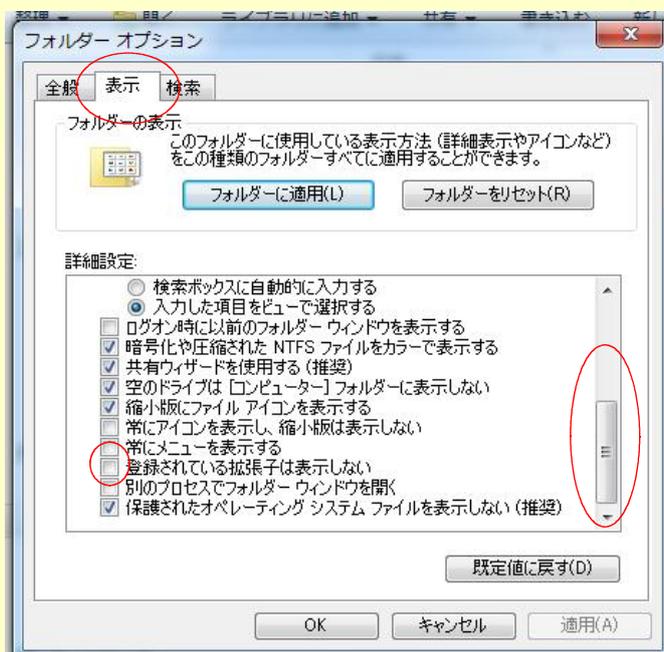
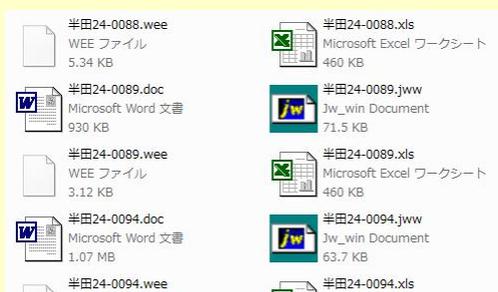
下記のボックスが表示されます。

真ん中の【表示】を選び、右のスライドバーを下げて、したから3行目

【登録されている拡張子は表示しない】のチェックを外します。

これで、拡張子が表示されるようになります。(下図)

ファイル管理を正しく行ってください。



5. 耐震診断業務について

<業務の流れ>

- ① 委員会から診断員に電話等で確認(確認をしないことがあります)
- ② 委員会から業務を診断員にメールまたはFAXで業務依頼書送付
事情で業務ができない場合は、早急に委員会へ連絡してください。
- ③ 診断員は自治体に出向き、申込書のコピー等受け取る
直接申込書のコピー等を委員会より送付した場合は出向く必要はありません。
- ④ " 申込者と連絡を取り現地診断の日程を調整する
- ⑤ " 現地診断を行う
- ⑥ " 報告書を作成し、委員会のチェックを受ける
- ⑦ 委員会は報告書をチェックし診断員にFAX等で結果を連絡する
- ⑧ 診断員はチェック合格後、提出用の報告書を作成し、**速やかに**委員会に提出する
提出は報告書2部に診断データを添えて提出すること
- ⑨ 委員会は報告書を確認し、自治体に届ける
- ⑩ 診断員は自治体に出向き、決済の下りた報告書を受け取る
- ⑪ " 申込者に結果報告に行く
- ⑫ " 完了報告書をまとめ、委員会に報告する
- ⑬ 委員会は診断員から提出された完了報告を台帳に転記し、建築士会経由で自治体に報告する
- ⑭ 自治体は完了報告を受け取り、契約に従い報酬を建築士会に支払う
- ⑮ 建築士会は各診断員に報酬を振り込む
報酬の振り込みは事務手続の都合で、時間が掛かります。予めご了承ください。

<調査の際の注意点>

注) **診断の依頼を受けたら近日中に申込者に連絡を取ること。**出来ないときはその旨、委員会に報告すること。

・ 申込者に理解と協力を求めること

図面の提供などを無理強いしない。

床下・小屋裏などは出来る範囲で調査し、出来ない場合はその旨を報告書に記入する。

申込者の理解を得られない場合、調査を中止してその旨を委員会に報告。

・ 一部の壁に筋違を確認した場合で図面に記載のない場合、常識の範囲内で筋違を考慮して診断して良い (県の講習会)。但し、その際は図面にその旨書き込むこと。

・ 長屋建ての建物は、部分での診断はできないので、全体を一つの建物として診断する。所有者が異なる場合はその協力を得て行う。

・ 対象外の構造だった場合は、その旨を申込者に伝え、調査を中止し、委員会に連絡すること。

例) ツーバイフォー、木造以外、混構造 (鉄骨ラーメンなど木造以外で水平力を負担する構造のもの)

<書式等の配布について>

当委員会のホームページに写真帳台紙、愛知県指定報告書および完了報告書等をアップしています。そこからダウンロードしてください。

愛知県指定報告書は委員会のホームページに県指定報告書を支部用に修正したものをアップしてありますので、DLしてご使用ください。今後、更新する場合がありますので、最新のものを使用してください。

<完了報告書の作成について>

完了報告書は遅滞なくご提出ください。

アドバイスは簡潔に短くお書きください。自治体に提出する欄は非常に小さくなっています。文字が多すぎると小さくせざるを得ず、ほとんど読めません。20文字以内でお願いします。

例) X方向壁量不足、屋根の軽量化を推奨
基礎の亀裂補修、壁の大幅追加、補強必要
擁壁の亀裂、地盤沈下有り。

など

悪い例) 報告書の説明
悪徳業者に注意
補助金について説明
耐震診断結果についての説明

アドバイスの
コピー禁止

全てのアドバイスを同じ文章にする方がいます。

同じ話をしてくることは考えられません。診断結果に沿って簡潔に個性あるアドバイスをご記入ください。

※ **解体要求の調査であっても、建物を維持、改修する旨としてアドバイスを記入すること。**

完了報告書の数値は正確に記入してください。事後訂正は時間が掛かり、面倒なことになります。

6. その他

<耐震改修設計・工事相談者名簿について>

愛知県の指導により、標記の名簿を耐震診断報告書に添付し、診断申込者にお届けしています。

診断員の申し出により随時編集しています。ただし、委員会の判断により、診断に協力いただけない方等は名簿から削除いたします。

内容の変更等は随時受付いたしますが、一定部数印刷していますので、変更事務はその印刷に合わせて行います。ご了承ください。

<振込口座の登録について>

新規に診断業務をする診断員は口座の登録をお願いします。診断員個人の収入になり、会社の売り上げにはなりません。報酬として支払われ、消費税分は付加されません。

登録用紙は委員会ホームページにあります。ダウンロードしてください。

また、口座変更する場合も同様をお願いします。

<診断料の支払いについて>

耐震診断の診断員報酬は下記の手順により行われています。

- 1) 診断員から委員会へ完了報告を受ける。
- 2) 委員会は市町との契約に従い、台帳の整理、月ごとの報告書を作成し、愛知建築士会に報告。期末締め（年度末）を基本として、中間締めを各市町1回行う場合有り。
- 3) 愛知建築士会は支部委員会からの報告を受理し、書類を作成し市町に報告書を提出し、診断料を請求する。
- 4) 市町は提出書類を審査し、診断料を愛知建築士会に支払う。
- 5) 愛知建築士会は市町からの支払があった後、各診断員に報酬、支部委員会にチェック費を支払う。

報酬の支払いは概ね、支部委員会が報告後、2ヶ月ほどかかっています。年度末の場合、事務処理が集中し、5月下旬になることがあります。ご了解ください。

源泉の支払調書は確定申告前に愛知建築士会から送付されます。

尚、消費税は愛知建築士会が納めています。診断料は営業売上げに入れず、個人の所得としてください。

<情報セキュリティについて>

診断員各位は、診断業務上知り得た情報は他に漏らさないように厳重に注意してください。知り合いの業者にデータを渡したり、申込者の氏名、住所等を第三者に教えたりしないでください。

診断したデータは診断員個人が管理し、従業員等に容易に閲覧できる環境におかないようにしてください。

また、個人情報等を記載した資料を、紛失したり、盗難に遭いやすい状況下に置かないよう注意してください。

診断を補助した仲間、従業員等にも徹底をお願いします。

建築士会は自治体とセキュリティに関する契約をしています。協力をお願いします。

令和6年度より、診断員各位は愛知建築士会会長あてに**誓約書**を提出することになりました。委員会のホームページにある、**誓約書書式に所定事項を記入し、事業開始前に（公社）愛知建築士会に提出**してください。

<チェックおよび報告書提出先>

（公社）愛知建築士会 半田支部 木造住宅耐震診断特別委員会
〒475-0925 半田市宮本町5-318-1 NARUTA建築事務所内
TEL 0569-23-4041 FAX 0569-23-4047 kanji@naruta.jp